

掲載日 令和8年4月20日
担 当 島根県中小企業課 長谷川
T E L 0852-22-5881
メール keiei@pref.shimane.lg.jp

三菱マヒンドラ農機株式会社等の農業用機械事業からの撤退に係る
国特別保証制度（セーフティネット保証2号）の発動への知事コメント

1. 本日4月20日、経済産業省から、三菱マヒンドラ農機の農業用機械事業からの撤退により直接的な影響を受ける中小企業・小規模事業者のうち一定の要件を満たす企業・事業者を対象に、別枠の限度額で融資額の100%を保証する「セーフティネット保証2号」を発動することを発表されました。
2. 本件については、4月13日に青木参議院議員、高階衆議院議員と共に、赤澤経済産業大臣に直接要望したところであり、迅速に要望を認めて頂いたことに、大変感謝いたしております。
3. 取引がなくなり、売上が減少する協力企業などに対しては、金融機関の融資判断が厳しくなることも想定されることから、特別保証制度の発動は、融資の後押しに繋がるものと考えており、県としても積極的に活用されるよう、協力企業や金融機関に対して促してまいります。